

はちのへししゅわげんごじょうれい
八戸市手話言語 条 例

しゅわ てゆび からだ うごき ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん げんご
手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう

しゃ たが かんじょう りかい あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう
者は、互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な

げんご しゅわ たいせつ はぐく
言語として手話を大切に育んできた。

しゅわ げんご たい しゃかいてき にんしき しゅわ
しかしながら、これまで手話が言語であることに対する社会的な認識や、手話を

しよう かんきょう せいび ふじゅうぶん しゃ ひつよう
使用することができる環境の整備が不十分であったことから、ろう者は、必要な

じょうほう しゅとく いしそつう さい おお ふべん ふあん かん せいかつ
情報の取得や意思疎通に際し、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

なか しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ
こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話

おんせいげんご どうよう げんご めいき しみん しゅわ せつ きかい すく
が音声言語と同様に言語であることが明記されたが、市民が手話に接する機会は少な

しゅわ たい りかい じゅうぶん ふか い じょうきょう
く、手話に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況にある。

はちのへし しゅわ たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう はか しゃ
そこで、八戸市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者とろ

しゃいがい もの たが ささ あ きょうせい ちいきしゃかい じつげん めぎ
う者以外の者とが互いに支え合いながら共生する地域社会の実現を目指し、この

じょうれい せいいてい
条 例 を 制 定 す る。

もくてき
(目 的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご にんしき もと しゅわ かん きほんり
第 1 条 この 条 例 は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理

ねん さだ し しみんおよ じぎょうしゃ せきむ あき しゅわ かん き
念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する基

ほんてきしさく さだ しゅわ たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう
本的施策を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及を

そうごうてき すいしん しゃ しゃいがい もの たが ささ あ きょう
総合的に推進し、もってろう者とろう者以外の者とは互いに支え合いながら共

せい ちいきしゃかい じつげん きよ もくてき
生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。

しみん しない ざいじゅう また つうきん も つうがく もの
(1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

じぎょうしゃ しない じぎょう おこな こじんまた ほうじん た だんたい
(2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

しゃ しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな もの
(3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しゅわ たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう しゅわ げんご およ
第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及び

しゃ しゅわ いしそつう はか けんり ゆう ふ しゃ しゃいがい
ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外

もの たが じんかくおよ こせい そんちょう きほん すいしん
の者とは互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければな
らない。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きほんりねん いか きほんりねん しゅわ
第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に

かん しさく じっし
関する施策を実施するものとする。

し ぜんこう しさく じっし あ しゃ た かんけいしゃ いけん き
2 市は、前項の施策の実施に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その

いけん そんなちよう つと
意見を尊重するよう努めるものとする。

しみん せきむ
(市民の責務)

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか しゅわ かん し しさく きょう
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協

りよく つと
力するよう努めるものとする。

しゃおよ しえんしゃ しゅわ かん し しさく きょうりよく しゅわ
2 ろう者及びその支援者は、手話に関する市の施策に協力するとともに、手話

たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう つと
に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

じぎょうしゃ せきむ
(事業者の責務)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか しゅわ かん し しさく
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に

きょうりよく つと
協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ しゃ りよう ていきょうおよ はたら かんきょう
2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の

せいび つと
整備に努めるものとする。

きほんてきしさく じっし
(基本的施策の実施)

だい じょう し だい じょうだい こう きてい もと つぎ かか きほんてきしさく じっし
第7条 市は、第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる基本的施策を実施す

るものとする。

しゅわ まな きかい ていきょう しさく
(1) 手話を学ぶ機会を提供するための施策

しゅわ じょうほう しゅとく きかい かくだい しさく
(2) 手話により情報を取得する機会を拡大するための施策

しゅわつうやくしゃ た しゃ いしそつう しえん もの かくほ ようせいおよ しえん
(3) 手話通訳者その他のろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び支援

しさく
のための施策

ぜん ごう かか しちょう ひつよう みと しさく
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

がっこう しゅわ ふきゅう
(学校における手話の普及)

だい じょう し がっこうきょういく ば しゅわ せつ きかい ていきょう た しゅ
第8条 市は、学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他の手

わ した とりくみ つう しゅわ たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう
話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解の促進及び手話の普及に

つと
努めるものとする。

いにな
(委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう さだ
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

ふ そく
附 則

じょうれい へいせい ねん がつついたち しこう
この条例は、平成31年4月1日から施行する。